令和５年度　長与町総合教育会議

１　期　日　　令和５年１０月２７日（金）　１５時開会

２　場　所　　長与町庁舎４階第１委員会室

３　出席者

町　　長	吉　田　愼　一
教　育　長	金　﨑　良　一
教育委員会委員	古　賀　清　彦
教育委員会委員	廣　田　敬　子
教育委員会委員	仁 田 千 都 子
教育委員会委員	山　　本　　淳

４　事務局

総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課

５　議題

(1) 長与町教育委員会における「スクールソーシャルワーカー」の配置について

(2) 教育課程の在り方及び学校施設整備について　非公開

※議題(2)は非公開のため、議事録を公開しないもの。

６　会議録

○総務課長

ただ今から、令和５年度長与町総合教育会議を開会いたします。

初めに、吉田町長より、御挨拶をいただきます。

○吉田町長

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

教育委員会委員の皆様には、日頃より子どもたちの教育の充実、青少年の健全育成等のため、御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

また、学校教育におきましては、先生方、保護者の皆様、また地域の方々のご協力を賜り、「教育のまち　ながよ」のブランド作りにも取り組んでいただいておりまして、感謝申し上げます。

本町では、昨年度「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を立ち上げ、「ＧＩＧＡスクール構想」に基づくＩＣＴ環境の整備と利活用をさらに推進するとともに、今年度からは学校給食費の公会計化を実施するなど、教育現場における喫緊の課題であります

「教職員の働き方改革」に取り組んでおります。
　また、昨年度の議題とさせていただきました「中学校部活動の休日の地域移行」に関しましても、運動部活動については今年度から地域移行を開始しました。まだ、始まったばかりで、様々な課題が出てくるとは思いますが、県内でも、また全国でも先行した取組みとなっております。
　本日は、議題を２点予定しておりますので、御出席の皆様におかれましては、積極果敢な御意見を賜りたいと思います。
　本会議を通じて、町長部局と教育委員会で十分な意思疎通を図りまして、地域の教育課題や、あるべき姿などを共有しながら、本町の教育行政につきまして、調整・反映をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○総務課長
　続きまして、金﨑教育長より、御挨拶をいただきます。

○金﨑教育長
　皆様こんにちは。
　総合教育会議に当たりまして教育委員会を代表して一言御挨拶を申し上げます。
　まず本日、この会議に御参加いただきまして本当にありがとうございます。
　長与町の教育は、町長が掲げる町政の４本柱の一つとして、長与町の行政が一体となって推進をしているものであるというふうに認識をしております。
　おかげさまをもちまして、厳しい財政状況のおり、他の自治体と比較しても高い割合で予算編成をしていただいているのではないかというふうに思っています。
　その結果として、学校教育あるいは社会教育を進めることが出来まして、高い成果が得られているものと感じております。
　これも、本会議に御出席の皆様方をはじめとしまして、関係する多くの皆様方のおかげと心より感謝を申し上げます。
　本日は、子どもたちのよりよい環境づくりに関わることが議題となっているというふうに認識をしております。
　会議を通しまして情報を共有するとともに、教育を通したまちづくりが、さらに推進されることを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長
　続きまして、構成員の紹介をさせていただきます。
　吉田愼一　長与町長。
　教育委員会　金﨑良一　教育長。
　教育委員会　古賀清彦委員。

同じく　廣田敬子委員。
同じく　仁田千都子委員。
同じく　山本淳委員。

以後、着座にて進行させていただきます。
まず、議事に入る前に、総合教育会議の概要につきまして、事務局より説明いたします。

○総務課行政係長
それでは御手元の資料１、長与町総合教育会議につきまして説明させていただきます。
初めに、会議の趣旨につきまして、長与町総合教育会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、町長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が協議、調整を行う場として、平成２７年度から開催しております。
次に、会議のポイントでございます。会議の設置は町長が行い、構成員は町長と教育委員会でございます。
会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項でございまして、内容といたしましては、教育行政大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護と緊急な場合に講ずべき措置などとなっております。
また、会議は原則公開とし、議事録を作成しまして、これをホームページで公表をいたしております。
簡単ではございますが、説明は以上となります。

○総務課長
それでは、議事に入らせていただきます。
本日は、１点目「長与町教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの配置について」、２点目「教育課程の在り方及び学校施設整備について」の２つの議題について、意見交換をさせていただきたいと考えております。
なお、２点目の「教育課程の在り方及び学校施設整備について」は、今後の政策に係る意思決定過程での協議調整を行うことになるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第６項の規定により、非公開とさせていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。
初めに、議題(1)「長与町教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの配置について」につきまして、住民福祉部こども政策課より説明を申し上げます。

○こども政策課長
それでは、長与町教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの配置について御説明させていただきます。

現在２名のスクールソーシャルワーカーが教育委員会に配置をされており、１名が週１日、高田小学校、高田中学校の担当、もう１名が、週に２日、残りの小・中学校を担当されています。

こども政策課といたしましては、情報共有を図りやすくするために、スクールソーシャルワーカーの継続した雇用と、１名体制での配置、勤務時間の拡充をお願いしたく、今回議題に上げさせていただきました。

資料２－１をご覧ください。

現在、長与町に配置しているスクールソーシャルワーカーは、長崎県教育委員会の事業を活用しており、こちらが実施要綱となります。

スクールソーシャルワーカーとは、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて、支援を行う役割を担います。

職務の内容については資料の下のほうに記載がありますが、こども政策課とは月に１回のケース会議時や年４回の要対協の実務者会議時、また、情報共有等が主な関わりとなります。

次のページをお開きください。

配置については、長崎県教育委員会が各市町の教育委員会に配置し、学校等へ派遣、勤務をさせるもので、報酬等は長崎県教育委員会が負担します。

勤務形態については、原則１日６時間、週３日の年間３５週を基本として、長与町は２人体制で、年間６５０時間と定めてあります。

任期は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの１年間となっています。

資料２－２をご覧ください。

これは７月２８日に行われた長与町要保護児童対策地域協議会代表者会議で、昨年度の児童虐待防止における教育委員会の取組を報告されたものです。

ページの真ん中あたりに、スクールソーシャルワーカーの虐待予防、早期発見への取組が明記してあります。

スクールソーシャルワーカーは、小中学校への月例訪問を実施し、情報収集、学校への助言、家庭支援等を行います。

こども政策課との日常的な情報共有を行い、連携体制を構築する。スクールソーシャルワーカーとこども政策課との定例情報共有会、学校訪問同行とに関わっていただき、連携を図っています。

こども政策課がスクールソーシャルワーカーと関わる支援過程で、どれくらいの人数関わっていただいているかですが、要保護児童、これは保護者がいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことですが、１０月の定例会で、１７名の要保護児童のうち小中学生が８人、月に１度の要支援児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のことなんですが、こちらが１０月の定例会で、６０人のうち小中学生が３３人、学期ごとの要支援児童は、７月の定例会で５０人

のうち２２人、年１回の要支援児童は３月の定例会で、３７人のうち２５人と、要保護、要支援児童の半数以上は小中学生となっております。

要保護児童については、月１回の報告を所属の学校へお願いをしていますので、情報が共有出来ますが、要支援児童については、こども政策課で関わっていない場合、スクールソーシャルワーカーの先生にケース会議のときに、情報をいただくことになりますが、スクールソーシャルワーカーお２人の先生の時間がうまく合わなかったり、年度ごとでスクールソーシャルワーカーが変わったりして、情報共有がとりにくい状況というのが時々見受けられます。

こども政策課といたしましては、スクールソーシャルワーカーの継続した雇用と、１名体制での配置、勤務時間の拡充をお願いしたく、今回議題に上げさせていただきました。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いします。

○総務課長

ただいま資料についての説明がございました。

委員の皆様から御質問、それから御意見などございませんでしょうか。

廣田委員どうぞ。

○廣田委員

スクールソーシャルワーカーの必要性というのは、次第に大きくなってきております。

学校の中でスクールカウンセラーの配置はしていただいておりますが、スクールカウンセラーは対児童生徒として、支援、指導及びカウンセリングを行っておりますが、現在、問題になってますのが家庭。児童や生徒が抱えている家庭の環境というのがとても大きな課題となって上がっています。

ですのでこのスクールソーシャルワーカーを配置していただいて、継続的な支援をしていただくというのは、やはり問題を抱えている家庭にとっては、大変必要なことだと思いますので、私はもうぜひお願いをしたいと思っております。以上です。

○総務課長

御意見ありがとうございました。そのほか、御意見等ございませんでしょうか。

仁田委員お願いします。

○仁田委員

過去の事例をちょっと把握してないものですから、重複することがあるかもしれませんけれども、現在２名のスクールソーシャルワーカーがいらっしゃるということはよく分かったんですが、過去も２名のスクールソーシャルワーカーでずっとつないできたという形でしょうか。

○こども政策課長

昨年も２名体制で、１名は今年度も継続、１名の方は代わっております。一昨年は１名体制でした。

○仁田委員

ありがとうございます。よく分かりました。

長崎県教育委員会からの派遣ということも理解出来たんですが、人数もさることながら毎年人が代わるとか、少なくなったり、多くなったりするっていうのは、やはり資格を持ったスクールソーシャルワーカーがいらっしゃらないということが問題なんでしょうかね。

長与町は、お話伺ってる限りさっきの人数の推移とかを聞いておりましても、とても２人じゃ足りてないんじゃないかなという素朴な疑問なんですけれども、やりくりがとても現場では大変でいらっしゃるんだろうなという印象です。

例えば県教委のほうに人数を増やしてほしいとかいう希望というものは、今後、通る見通しみたいなものは、具体的にあるんでしょうか。ちょっと不安になりながら聞いてたものですからお願いします。

○教育委員会理事

委員が言われたように、長与町の規模でこの配置ではスクールソーシャルワーカー１人が抱えるお子さん、御家庭の数が多いので、非常に大変なのかなというところがございます。

しかしながら、町、学校、スクールソーシャルワーカーなどで、「ここはもう学校にお任せしよう」「ここはスクールソーシャルワーカーが関わろう」「ここは役場が関わろう」というよう役割分担も必要かと思っております。以上です。

○仁田委員

役割分担ですね。よくわかりました。ありがとうございました。

○総務課長

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

山本委員。どうぞ。

○山本委員

要保護児童がかなり割合的に多いっていうのはよく分かりました。

また、スクールソーシャルワーカーの労働時間の拡充などの必要性についてはよく分かったんですけども、スクールソーシャルワーカーも、２４時間３６５日、その仕事をするというわけではないと思うんですが、保護が必要な児童・生徒というのは、やはり生活面で、いつ何時、何が起こるか分からないという状況だと思うんですね。

現時点での対応、どのようなサポート体制を取られているかと、仮にスクールソーシャルワーカーが増えると、それがどのように変わるのかを教えてください。

○こども政策課長

保護が必要な御家庭は、緊急の場合は児童相談所に一時保護をしていただいたりとか、警察に見回りをお願いしたりとか、地域にお願いをしたりとか、いろいろな支援機関で連携をとって、見守りをしている状況になります。

スクールソーシャルワーカーが増えることで、時間外であるとか、夜間であるとか、そういうふうな部分を、私たちがお願いしたいというわけではなくて、御家庭の中には、こども政策課が関わることがちょっと苦手な御家庭も一定数ありますので、関わる機関というのが多いほうが、いろいろな支援機関の方が関わる、そして見守るということがやはり重要であるというふうに思っていますので、できればスクールソーシャルワーカーの活動時間、学校が開いている時間で構いませんけれども、もう少し拡充が出来たらというふうに考えております。以上です。

○山本委員

保護が必要な児童・生徒に対して、いろんな関係機関が連携してフォローしてるんだなっていうのがよく分かったので、お昼の学校にいる時間体については、スクールソーシャルワーカーの数を増やすとか、時間を拡充して、少しでも児童・生徒のいろんな問題をフォローできるような体制ができればいいかなと思うので、ぜひ、前向きに検討いただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

○総務課長

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

古賀委員お願いいたします。

○古賀委員

私もほかの委員さんの考えと同じで、学校訪問などでスクールソーシャルワーカーの方とも、ずっと回らせていただくときに、やはり個人個人のお子さんの性格などをご存じで、ずっと見守ってくださってるなと感じてました。

ですので、対象のお子さんが増えた場合にも対応できるように、人数を増やすとか、時間を拡充するとか、いろんな問題があるんでしょうけども、十分な対応ができるようにしていただくことが１番いいのかなと思いました。以上です。

○総務課長

はい。御意見ありがとうございます。そのほか御意見ございませんでしょうか。

それでは、いくつか今御意見、御質問が出ましたけども、それを受けて町長、教育長から何かございましたらお願いいたします。

○金﨑教育長

御意見ありがとうございました。

子どもたちの状況とかスクールソーシャルワーカーの必要性というのが共有出来て、非常によかったなというふうに思います。

御家庭の中には、いろんな方とつながるのを拒否される御家庭もあって、例えば、週に１回のスクールソーシャルワーカーの勤務だと１日機会を逃すと、その次につながるときには１週間後というようなケースも出てくるんです。

そうなると、その１週間に子どもの生命の危険性があるとか、そういったことも可能性としてはあるような状況があるので、できるだけ拡充していって、子どもたちの環境を守っていく人が１人でも多くなるということが、今後、望まれるところかなというふうに思っています。

本来ならば、御家庭で自分のお子さんをしっかり育てるというのが、教育基本法に新たに盛り込まれたところではあるんですけども、そうではない御家庭もあるところを、行政として受け止めていくということが必要かなというふうに思ってますので、そういった点で共有出来たのは非常によかったなというふうに思いました。

○吉田町長

要保護、要支援というケースに対してきちんと対応していくという意味で、スクールソーシャルワーカーの必要性はすごく大きいと思うんですね。

本日の説明で皆さんが分かりにくかったんじゃないかなというのは、２名体制から１名体制になるという点ではないかと思います。これだけ児童生徒が増えてきたのに、なぜ２名から１名体制にするのかというのは疑問を持たれたと思います。

こども政策課としては、スクールソーシャルワーカーと行政との情報共有がきちんと図られ、連携が取れる体制を確立したいと。

現在の２名体制では、２名のスクールソーシャルワーカーの時間がうまく合わなかったり、年度ごとでスクールソーシャルワーカーが変わることで、情報共有が図りにくい状況というのが、時々見受けられるため、今回１名体制にして、勤務時間を拡充することで、情報共有を図っていきたいという思いがあります。そのように御理解いただければというふうに思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

○総務課長

この件について、ほかに委員の皆様から御意見等ございませんでしょうか。

それでは、一定御意見のほうも出尽くしたようでございますので、これで議題(1)の議事を終了いたします。

続きまして、議題(2)「教育課程の在り方及び学校施設整備について」につきまして、初めに教育長から今回の提案の概要について説明をいただいた後、教育委員会教育総務課及び学校教育課より御説明を申し上げます。

（非公開部分省略）

○総務課長

議題につきましては、これにて終了したいと思います。

本日は、皆様には貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の会議を終了したいと思います。